

# 入札予報

委託業務番号	令和6年度 第23号	
委託業務名称	八島町内地下水水質検査業務	
委託業務場所	別紙仕様書のとおり	
履行期間	契約締結日の翌日から ———日開 令和7年3月31日まで	
入札日時	令和6年4月19日 午前10時15分	
入札場所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟 会議室	
No.	業者名	委託業務概要
1	(株)エフウォーターマネジメント 湖北営業所	八島町内地下水水質検査業務
2	環境創研(株)	
3	喜多嘉和(株)	
4	(株)近畿分析センター	
5	(株)テクノサイエンス	
6	夏原工業(株)EP事業本部環境 サービス事業部	
7	(株)西日本技術コンサルタント 長浜営業所	
8	(株)日建技術コンサルタント 滋 賀事務所	
9	日本メンテナンスエンジニアリ ング(株)滋賀支店	
10	パシフィックコンサルタンツ(株) 滋賀事務所	
11	(株)日吉	
12	(株)ヒロセ	
13	復建調査設計(株)滋賀事務所	
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

くじになった場合に  
備えての3桁以内の  
任意の数字記入欄

--	--	--

※記入がない場合  
は000とみなす

入 札 書

1 入 札 金 額 ( 総 額 ・ 税 抜 )		円
2 委 託 業 務 番 号	令和6年度 第23号	
3 委 託 業 務 名 称	八島町内地下水水質検査業務	
4 委 託 業 務 場 所	別紙仕様書のとおり	
5 入 札 保 証 金 額	免除	

上記の金額をもって契約したいので、仕様書、契約書案および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）ならびに指示事項を承知して入札いたします。

なお、同価の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

入札者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

契約担当者 湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

## 「入札書の送付方法」

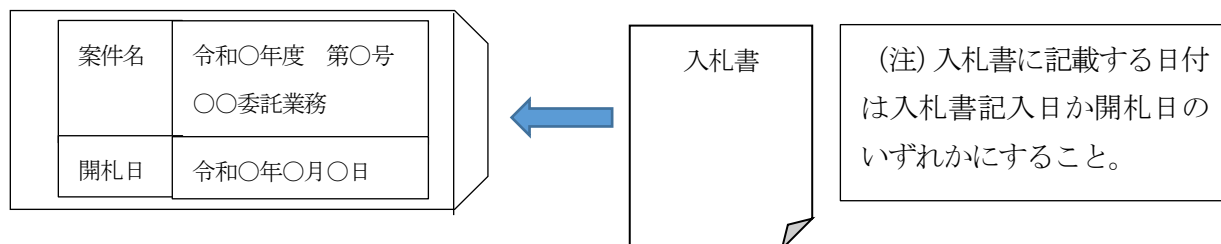
郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

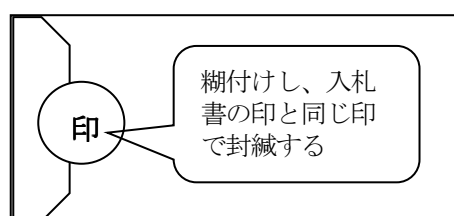
### 【入札書郵送方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留又は簡易書留**で入札書送付先に郵送する。
  - ①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
  - ④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (3) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒**を作成してください。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

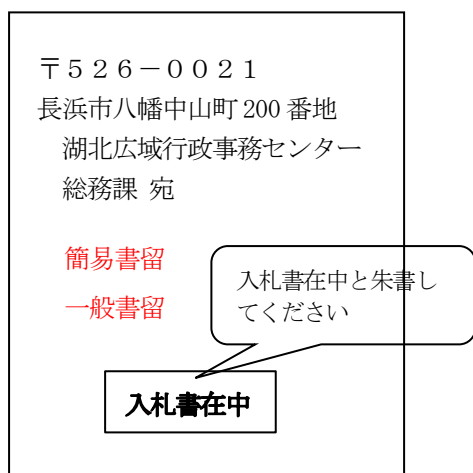
#### (1) 内封筒（表）



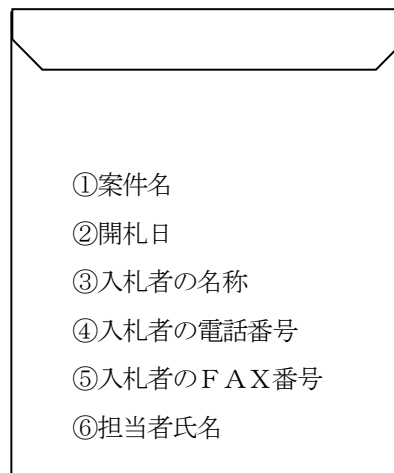
#### (1) 内封筒（裏）



#### (2) 外封筒（表）



#### (2) 外封筒（裏）



令和 年 月 日

## 入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- 1 委 託 業 務 番 号 令和6年度 第23号
- 2 委 託 業 務 名 称 八島町内地下水水質検査業務
- 3 委 託 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

## 特記仕様書

委託業務番号 令和6年度 第23号  
委託業務名称 八島町内地下水検査業務  
委託業務場所 長浜市八島町内

**第1** 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

**第2** 共通仕様書、付則および共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

### （一般事項）

**第1条** 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### （業務管理）

#### 第2条

##### 1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

## 2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。
- (4) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (5) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (6) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

### (疑義の解釈)

**第3条** 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該業務を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

### (材料)

**第4条** 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

### (法令等の遵守)

**第5条** 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

**(守秘義務)**

**第6条** 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

**その他特記事項**

**(損害賠償)**

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

**(提出書類)**

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	検査結果報告書（計量証明書） ※計量証明書には分析値と排水基準値を記載すること。	2
現場代理人等届	2	写真（採水時 52 箇所分） ※写真には必ず、立会い者を含め、ボードに採水日と採水地点（個人名宅等）がはっきりわかるよう記載して撮影すること。なお、採水地点の個人名については落札業者に報告します。	1
工程表	2	業務完了届	2
その他監督職員が指示するもの	2	請求書	1
		その他監督職員が指示するもの	2

## 委託業務内容

### 第1 委託業務概要

本業務は長浜市八島町内個人宅等の地下水の採水および分析を行うものである。

### 第2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 第3 委託業務内容

長浜市八島町内個人宅等の採水および分析を行うもの。各採水地点における分析項目等については次のとおりとする。

- (1) 採水地点について  
別紙「採水地点」参考  
※採水日は八島町自治会立会い者が採水に立ち会います。
- (2) 各月における各採水地点の分析項目数について  
別紙「各月における各採水地点の分析項目数」参考
- (3) 分析項目の詳細について  
別紙「分析項目の詳細」参考

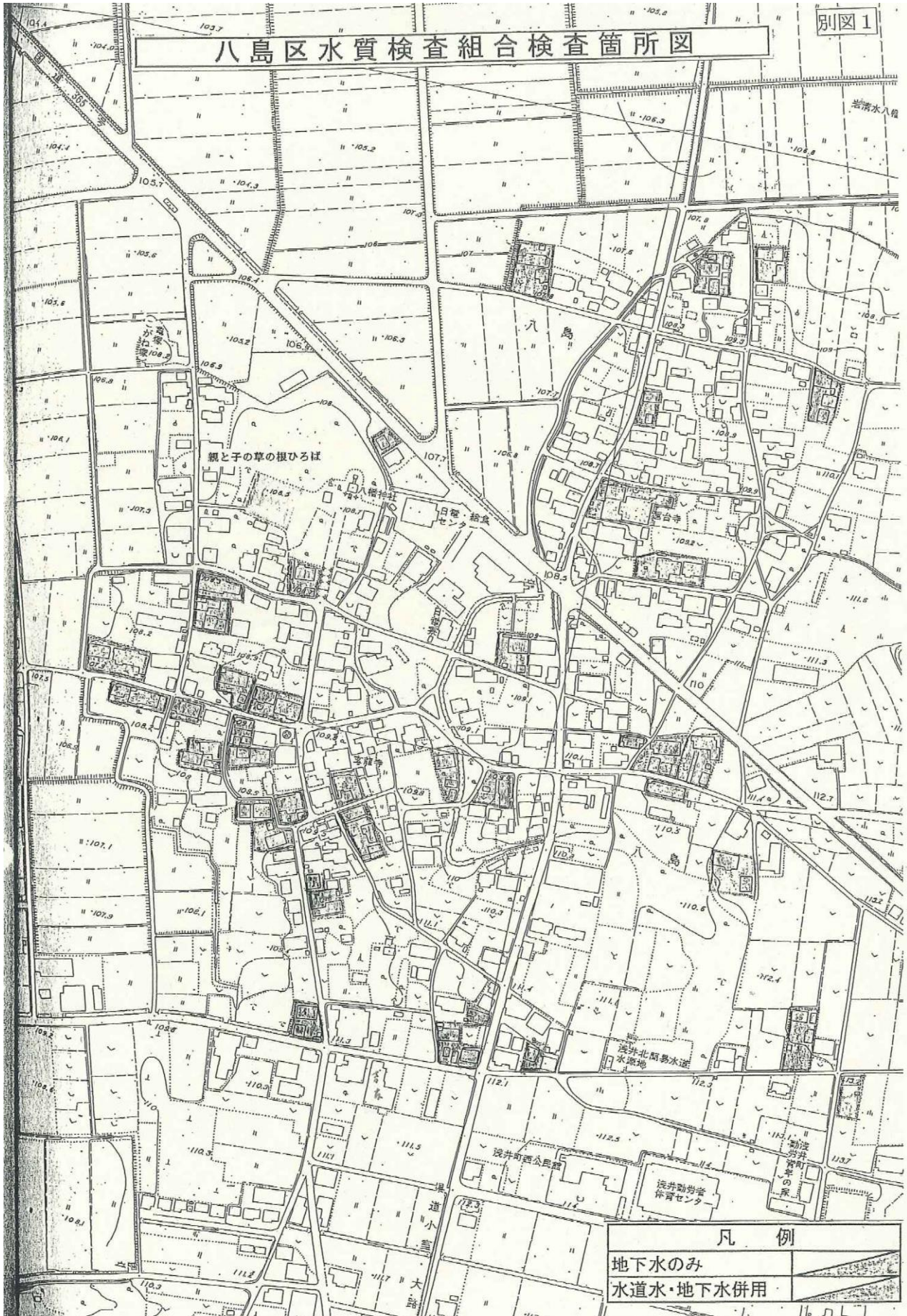
### 第4 計量の方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」  
「日本工業規定 k0102」「環境省告示第 59 号、同第 64 号」  
「水道法に基づく計量方法」

### 第5 その他

- (1) 採水については、八島町自治会立会い者の立会いのもと実施することから、(採水日時等)十分な打ち合わせのもとで実施すること。土曜、日曜、祝日等で採水の要望があれば実施すること。なお、採水日時の調整は、受注者が行うこと。
- (2) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。
- (3) 渇水等による影響で水質検査の検体数に増減が生じた場合は精算するものとする。





## 別紙「各月における各採水地点の分析項目数」

番号	採水地点	番地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	個人宅	1051		1 1項目										
2	個人宅	578			1 1項目									
3	個人宅	567	22項目											
4	個人宅	576				1 1項目								
5	個人宅	379						1 1項目						
6	個人宅	469							1 1項目					
7	個人宅	626										1 1項目		
8	個人宅	365					22項目							
9	個人宅	363							1 1項目					
10	個人宅	353		1 1項目										
11	個人宅	708						1 1項目						
12	個人宅	888-2			1 1項目									
13	個人宅	907				1 1項目								
14	個人宅	908					1 1項目							
15	個人宅	913						1 1項目						
16	個人宅	945							1 1項目					
17	個人宅	377								1 1項目				
18	個人宅	948									1 1項目			
19	八島公会堂	483										1 1項目		
20	個人宅	445											1 1項目	
21	個人宅	631												1 1項目
22	個人宅	884			1 1項目									
23	個人宅	1062-1				1 1項目								
24	個人宅	901	22項目											
25	個人宅	819					22項目							
26	個人宅	926					22項目							
27	個人宅	935												1 1項目
28	個人宅	505									1 1項目			
29	個人宅	702										1 1項目		
30	個人宅	546												1 1項目
31	個人宅	1042								22項目				
32	個人宅	704		1 1項目										
33	個人宅	685								22項目				
34	個人宅	566			1 1項目									
35	個人宅	581-1				1 1項目								
36	個人宅	544												1 1項目
37	個人宅	595											22項目	
38	個人宅	573							1 1項目					
39	個人宅	457									1 1項目			
40	個人宅	466										1 1項目		
41	個人宅	446							1 1項目					
42	個人宅	477												1 1項目
43	個人宅	393		1 1項目										
44	個人宅	516											22項目	
45	個人宅	357-1			1 1項目									
46	個人宅	416-7						1 1項目						
47	個人宅	1521-3									1 1項目			
48	個人宅	366-2										1 1項目		
49	個人宅	877									1 1項目			
50	個人宅	358						1 1項目						
51	個人宅	371				1 1項目								
52	草の根広場	531	22項目											

分析項目数 2 2項目 (10地点)  
分析項目数 1 1項目 (42地点)

分析項目の詳細：別紙「分析項目の詳細」 (22項目) のとおり  
分析項目の詳細：別紙「分析項目の詳細」 (11項目) のとおり

## 別紙「分析項目の詳細」

(22項目)

項 目	備考
生物化学的酸素要求量	
化学的酸素要求量	
浮遊物質	
ヘキサン抽出物質	
フェノール類	
銅	
亜鉛	
マンガン	
クロム	
フッ素	
ホウ素	
アンチモン	
カドミウム	
シアン	
有機リン	
鉛	
六価クロム	
ヒ素	
総水銀	
アルキル水銀	
P C B	
透視度	

## 別紙「分析項目の詳細」

(11項目)

項 目	備 考
一般細菌	
大腸菌	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	
塩化物イオン	
全有機炭素	
水素イオン濃度	
味	
臭気	
色度	
濁度	
鉄	